

令和3年第1回千葉市議会臨時会議案

議案第55号乃至第58号

令和3年4月



令和3年第1回千葉市議会臨時会議案
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
55	専決処分について(令和3年度千葉市一般会計補正予算(第1号))(令和3年3月31日)	別冊
56	専決処分について(千葉市市税条例の一部改正)(令和3年3月31日)	1
57	令和3年度千葉市一般会計補正予算(第2号)	別冊
58	工事委託契約について(幕張新都心廃棄物空気輸送システムごみ輸送管復旧業務委託)	5

議案第56号

専決処分について

令和3年3月31日専決処分により、次のとおり千葉市市税条例の一部を改正する条例を制定公布したので承認を求める。

令和3年4月22日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県条例第19号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和49年千葉県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第28条の5中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第10条の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度類似用途変更宅地等」を「令和3年度類似用途変更宅地等」に、「平成31年度類似用途変更宅地等」を「令和4年度類似用途変更宅地等」に、「平成32年度類似用途変更宅地等」を「令和5年度類似用途変更宅地等」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第10条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の附則第10条の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和2年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。



議 案 説 明

千葉市市税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

議案第58号

工事委託契約について

市は、次のとおり工事委託契約を締結するものとする。

令和3年4月22日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 契約の目的 幕張新都心廃棄物空気輸送システムごみ輸送管復旧業務委託
- 2 委託工事場所 千葉市美浜区打瀬1丁目1番4地内
- 3 委託工事概要 (1) 詳細設計業務一式
(2) 地下構造物築造・推進工一式
(3) ごみ輸送管敷設切り回し一式
(4) 廃棄物空気輸送システム設備工一式
(5) 付帯設備工一式
(6) 植栽・外構整備一式
- 4 委託金額 1,271,600,000円
- 5 工期 契約締結日の翌日から令和5年3月18日まで
- 6 委託の相手方 神奈川県横浜市鶴見区末広町2丁目1番地
JFEエンジニアリング株式会社
代表取締役社長 大下 元

~~~~~

### 議案説明

幕張新都心廃棄物空気輸送システムごみ輸送管復旧業務委託を行うための工事委託契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。